6 三 産 業 第 1 0 6 6 号 令 和 6 年 1 2 月 2 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)		三春町
		(07521)
地域名 (地域内農業集落名)		過足地区
		(過足)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月6日
		(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稲と露地野菜の複合経営が中心、また、畜産は繁殖牛の個人経営となっている。担い 手は兼業農家がほとんどで、労働力は親世代も含まれているため、親世代が農業を出来なくなるとリタイヤする 農家が増加することが懸念される。

地区内の農地は、圃場整備事業や農地の開発事業により優良農地が比較的多い。水田の優良農地はほとんど耕作されているが、開発された畑地については、地区外の農業者へ貸し出しされている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域における水稲の作付面積の平均は1ha未満と小さく、乾燥調整は委託している。一方、乾燥調整を受託している農業者も高齢化しており、地域内で水稲作業をまとめて行う取り組みが必要となる。

高齢化が進み、地区内の農地を地区外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の集約化が難しくなってきていることから、農地の賃貸借のルール作りについても検討を進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	94.1 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.1 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	地区内農地の集積・集約は、担い手の意向を取り入れながら、今後も継続して農地中間管理機構を活用してい く。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	耕作できない農地の把握し、所有者の貸付意向を確認し、荒廃農地とならないよう、農業委員、農地利用最適 化推進委員に相談し、農地中間管理機構の農地バンクへの貸し出しを行う。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	農村活性化住環境整備事業や郡山東部開発事業により、当地域は基盤整備に取り組んできた。現在はスマー
	ト農業等の大型機械が利用可能な基盤整備が行われているが、当地域の個人の営農規模等を考えると、これ以上の基盤整備を行うことは望めない。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	当地域は兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地を地域で守っていくことを基本とし、兼業農家にお
	いて円滑な経営継承が出来るよう地域一帯となって取り組むとともに、他地域からの耕作者を地域内農地を担うものとして位置づける。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	農業機械を個人で装備できない農業者で農業協同組合等に機械が備わっている場合は、農作業の委託をしていく。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】